



もみじ銀行

in 竹原市

夢の実現に向けて

もみじ 創業応援 スタートアップ セミナー

STARTUP SEMINAR

平成28年12月10日(土) 13:30~16:30

竹原商工会議所
竹原市中央5-6-28

広島県内で創業を目指す方、創業間もない方、第二創業を目指す方を対象にしたセミナーを開催致します。
奮ってご参加ください。

参加無料

定員：先着20名

対象者 ①これから創業を目指す方 ②創業後1年以内の方 ③第二創業を目指す方 ※専門家の方は対象になりません。

カリキュラム ※内容は、変更されることもあります。

13:00- 受付 13:30- オリエンテーション

第1部 『元気なお店』には理由がある!

13:40-
15:00

店舗活性化アドバイザー 川野 久美子

1. チャンスの女神に後ろ髪は無い
2. 創業スタイルは「10人10店」
3. 創業に必要な武器…店舗ブランドの作り方と伝え方
4. お客様の「心と行動」を動かす伝え方

第2部 「先輩創業者が伝える体験談!」

15:00-
15:45

株式会社ころ 代表取締役 片岡 克敏

第3部 創業支援について (もみじ銀行他共催団体)

15:45-
16:00

各共催機関の支援体制の紹介

第4部 講師及び先輩創業者を囲んでの 座談会及び交流会

16:00-
16:30



本セミナーは産業競争力強化法に基づく「特定創業支援事業※1」です。竹原市から特定創業支援事業の証明書発行を受けた場合※2、竹原市内で株式会社を設立する際の登録免許税の軽減措置や信用保証枠の拡大などの特例を受けることができます。

※1「特定創業支援事業とは」
創業を行うおとす方に対する継続的な支援で「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識がすべて身につく事業をいいます。

※2「特定創業支援事業の証明書発行を受けるためには」
1ヶ月以上に渡り、4回以上支援を受け「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」のノウハウを取得できたと認められる場合を特定創業支援事業とします。

◆なお、本セミナーは特定創業支援事業の「経営」に該当します。また、竹原市以外の広島県内の他の自治体で創業される場合にも特典が適用されます。

講師

ひろしま産業振興機構創業サポーター

店舗活性化アドバイザー ウッドファクトリー3丁目工房主宰 川野 久美子



呉市生まれ。広告代理店にてTV・ラジオのCM作成に携わる。屋外広告美術(看板)、デザイン製作施工を学び、1972年、ナショナルチェーンGMSの営業企画室にてPOP、チラシ作成、装飾演出、売場企画など、販売促進全般の運営に携わり、企業内講師等を経る。1993年クラフトデザイン工房開業。1998年店舗ディスプレイ施工会社へ勤務。ビジュアルデザイン統括マネージャーとしてプランニング施工、店舗クリニック、企業研修などに従事。2009年、東京のコンサルタント会社にてリサーチ、セミナー講師を務める。現在は、フリーで売場づくりにおけるVMDの推進、販売促進のアドバイス、カラー、ディスプレイ、POPの実践セミナーを中心に、店舗活性化アドバイザーとして活躍中。

先輩創業者

株式会社 ころ

代表取締役 片岡 克敏



平成9年より医療・福祉に携わり、介護保険法・老人福祉法・健康保険法・児童福祉法に係る施設、事業所を20ヶ所以上開設運営の経験を持つ。「高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための居宅介護支援事業所・訪問介護事業所を立ち上げたい。」との思いにより独立開業。高齢者一人ひとりが生きいきとした生活が送れることができ、地域の活性化に寄与することを念頭に、強い意志を持って事業を展開している。

お申込方法

【申込期限】平成28年12月6日(火)までに
裏面申込書にご記入の上、FAXまたは郵送にて
お申し込みください。

お問合せ先

もみじ銀行 地域振興部 [担当: 馬明・室井]
TEL 082-241-3022 FAX 082-243-8741

もみじ創業応援スタートアップセミナー 参加申込書

もみじ銀行 地域振興部 行 **FAX 082-243-8741**

申込期限 平成28年 **12**月**6**日(火)

必要事項をご記入のうえ、このまま送信してください。（お申込みは郵送でも可能です）

[illegible]

お問い合わせ

もみじ銀行 地域振興部 [担当: 馬明・室井^{まみょう}]

TEL 082-241-3022 〒725-0026 竹原市中央5-6-28

(お申込みについて)

ご提供いただきました個人情報につきましては、本セミナーの運営及び今後のサービスのご提供のために、もみじ銀行、日本政策金融公庫、(公財)ひろしま産業振興機構及び登壇者にて使用させていただきます。第三者への開示は、法令に基づく開示など特別な場合を除き、ご提供された目的を超えて開示いたしません。